

みよし市家庭的保育事業所等設置者選定要項

1 目的

この要項は、みよし市家庭的保育事業所等設置者の候補者を公正かつ適正に選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 選定方法

選考は提出書類及びプレゼンテーションとする。

3 審査基準、審査項目及び配点

審査基準、審査項目及び配点については、別表「みよし市家庭的保育事業所等設置者選定基準表」のとおりとする。ただし、配点は非公開とする。

4 審査方法

- (1) 「みよし市家庭的保育事業所等設置者選定基準表」のすべての審査項目に関して、選定審査会委員が採点を実施する。
- (2) 審査対象は、応募提出書類及びプレゼンテーションとする。
- (3) 採点后、各審査項目ごとに委員の合計点数が最も高い者に1点を付与する。(最も高い者が複数あった場合は、それぞれに1点を付与する。) 全ての項目の点数を合計して、最も点数が高かった者を小規模保育事業所設置者の候補者とし、第2番目に点数が高かった者を次点とする。最も点数が高かった者が複数あった場合は、選定審査会委員の協議により候補者を選考するものとする。
- (4) 総得点の6割に満たない者からの選考は行わない。また、同一審査事項において、過半数の委員が2点以下をつけた項目がある場合は、その者は選定されない。

5 選定結果の通知

選定結果は、書面により通知する。なお、小規模保育事業所設置者の候補者名は市ホームページにおいて公表する。

6 情報開示

また、選定審査会委員の審査表について情報の開示を求められた場合、みよし市情報公開条例第6条の規程に基づき、選定の中立性及び公平性を損なわない限りにおいて、公開するものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、選定に必要な事項については、市長が別に定める。